縦覧書類(県HPに掲載)

特定非営利活動法人　未來・福祉会　定款

第１章　　総　則

(名称)

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人　未來・福祉会　という。

(事務所)

第２条　　この法人は、主たる事業所を　和歌山県和歌山市湊 553 番地 3 に置く。

第２章　　目的及び事業

(目的)

第３条　　この法人は、すべての高齢者に対して、介護、福祉全般に関する事業を行い、市民全般に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 環境の保全を図る活動
5. 地域安全活動
6. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
7. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
8. 子どもの健全育成を図る活動
9. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 保健、医療、福祉の増進を図るための勉強会の開催
2. 社会教育の推進を図るため、市民のための介護教室の開催
3. 市民全般に寄与することを目的とした、福祉、医療全般のボランティア活動
4. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
5. 福祉用具の販売に関する事業
6. 高齢者等へのボランティア育成事業
7. 高齢者等への生活支援サービス事業

8. 高齢者等への送迎移送サービス事業
9. 独居高齢者支援に関する事業
10. 介護に関する相談、及び自立支援事業
11. 特定旅客自動車運送事業
12. 地域社会活性化・コミュニティづくりのための各種教室・講座の企画、開催、運営に関する事業
13. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
14. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
15. 介護保険法に基づく第一号事業
16. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
17. 介護保険法に基づく予防地域密着型サービス事業
18. 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅事業
19. 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業
20. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

第3章　　会　員

(種別)

第 6 条　　この法人は、次の２種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　　この法人の目的に賛同し支援することを目的として入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条　　正会員及び賛助会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 正会員は保健・医療・福祉に従事するもの、又はこれから従事しようとするもの

(2) 賛助会員はこの法人を支援し、賛助しようとするもの

2　　正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第 8 条　　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければ

ならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条　　正会員及び賛助会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をした時
(2) 本人が死亡し、又は正会員及び賛助会員である団体が消滅した時。
(3) 継続して 2 年以上会費を滞納した時。
(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条　　正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条　　正会員及び賛助会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、議会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反した時。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

(拠出金品の不返還)

第 12 条　　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返納しない。

第 4 章　　役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条　　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　　3～10 人
(2) 監事　　1 人

2　　理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条　　理事及び監事は、総会において選任する。

2　　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければいけない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条　　役員が次の各号の 1 つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条　　役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　　役員には、その職務を遂行するため要した費用を弁償することができる。

3　　前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条　　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2　　職員は理事長が任免する。

第 5 章　　総　　会

(種別)

第 21 条　　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条　　総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条　　総会は、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

（10）その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条　　通常総会は、毎年 2 回開催する。

2　　臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

（召集）

第 25 条　　総会は、前条第 2 項 3 号の場合を除き、理事長が召集する。

2　　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条　　議会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条　　総会には、正会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第 28 条　　総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところにある。

（表決権等）

第 29 条　　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　　やむをえない理由のため総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議長の議決に加わることが出来ない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章　理　事　会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は次の各号の1つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により監事からの招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条　　理事会は理事長が招集する。

2　理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときはその日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは会議の日時、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 35 条　　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議決）

第 36 条　　理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、総理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（表決権等）

第 37 条　　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
4　理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第 38 条　　理事長の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 総理事数及び出席者氏名（書面表決者にあってはその旨を付記する。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章　　資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業会計及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条　予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

2　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第 8 章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 52 条　この法人は次の事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠乏
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3　　第 1 項第 2 号により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条　　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 号に掲げるもののうち和歌山市に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条　　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章　　公告の方法

（公告の方法）

第 55 条　　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章　　雑則

（細則）

第 56 条　　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小川　哲志	
副理事長	對中　力	藤井　義伸
専任理事	三木　拓哉	
常任理事	辻　信男	山西　勝
理事	橋本　脩	
	岩田　俊哉	
監事	加森　信和	

3　この法人の設立当初の役員に任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	1 万円	賛助会員	10 万円
(2) 年会費	正会員	5 千円	賛助会員	24 万円

様式例・記載例（法第 25 条第４項関係「定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書」）

令和８年度の事業計画書

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人　未來・福祉会

１　事業実施の方針

・　地域、社会福祉に貢献する

２　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事 業 名 (定款に記載 した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 （千円）
4. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 5. 福祉用具の販売に関する事業	ケアプラン作成 代行申請 その他介護相談	随時	事務所 利用者宅	2 人	介護保険の 利用者全般	4,000
10. 介護に関する相談、及び自立支援事業 13. 介護保険法に基づく居宅サービス事業 14. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 15. 介護保険法に基づく第一号事業 16. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 17. 介護保険法に基づく予防地域密着型サービス事業 18. 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅事業	身体介護 生活援助 その他介護相談 デイサービス 高齢者入居施設	随時	利用者宅 櫻デイサービス 老人ホーム櫻	14 人	介護保険の 利用者全般	26,000
1. 保健、医療、福祉の増進を図るための勉強会の開催 2. 社会教育の推進を図るため、市民のための介護教室の開催 3. 市民全般に寄与することを目的とした、福祉、医療全般のボランティア活動 6. 高齢者等へのボランティア育成事業 7. 高齢者等への生活支援サービス事業 9. 独居高齢者支援に関する事業 12. 地域社会活性化・コミュニティづくりのための各種教室・講座の企画、開催、運営に関する事業	パソコン教室 介護相談全般 緊急時、要請時の見回り ゴミ出し等ボランティア活動 NPO 新聞発行 ホームページ、ブログ作成	随時	事務所 各コミセン	10 人	高齢者全般	3,000

8.高齢者等への送迎移送サービス事業 11.特定旅客自動車運送事業	通院等乗降介助 外出時の送迎等	随時	和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市	5 人	介護保険の利用者全般 高齢者全般	2,000
19.障害者総合支援法による障害福祉サービス事業 20.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	社会生活に対応できる生活支援 社会に対応できる就業訓練	R9.10 月頃に実施	和歌山市	5 人	障害者全般	3,000

様式例・記載例（法第 25 条第 4 項関係「翌事業年度の事業計画書」）

令和９年度の事業計画書

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

特定非営利活動法人　未來・福祉会

１　事業実施の方針

・　地域、社会福祉に貢献する

２　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事 業 名 (定款に記載 した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 （千円）
4. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 5. 福祉用具の販売に関する事業	ケアプラン作成 代行申請 その他介護相談	随時	事務所 利用者宅	2 人	介護保険の 利用者全般	4,000
10. 介護に関する相談、及び自立支援事業 13. 介護保険法に基づく居宅サービス事業 14. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 15. 介護保険法に基づく第一号事業 16. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 17. 介護保険法に基づく予防地域密着型サービス事業 18. 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅事業	身体介護 生活援助 その他介護相談 デイサービス 高齢者入居施設	随時	利用者宅 櫻デイサービス 老人ホーム櫻	14 人	介護保険の 利用者全般	26,000
1. 保健、医療、福祉の増進を図るための勉強会の開催 2. 社会教育の推進を図るため、市民のための介護教室の開催 3. 市民全般に寄与することを目的とした、福祉、医療全般のボランティア活動 6. 高齢者等へのボランティア育成事業 7. 高齢者等への生活支援サービス事業 9. 独居高齢者支援に関する事業 12. 地域社会活性化・コミュニティづくりのための各種教室・講座の企画、開催、運営に関する事業	パソコン教室 介護相談全般 緊急時、要請時の見回り ゴミ出し等ボランティア活動 NPO 新聞発行 ホームページ、ブログ作成	随時	事務所 各コミセン	10 人	高齢者全般	3,000

8.高齢者等への送迎移送サービス事業 11.特定旅客自動車運送事業	通院等乗降介助 外出時の送迎等	随時	和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市	10 人	介護保険の利用者全般 高齢者全般	2,000
19.障害者総合支援法による障害福祉サービス事業 20.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	社会生活に対応できる生活支援 社会に対応できる就業訓練	R9.10 月頃に実施	和歌山市	5 人	障害者全般	3,500

様式例・記載例（法第25条第4項「定款の変更の日の属する事業年度の活動予算書」）

令和８年度　活動予算書

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人　未来・福祉会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
１.受取会費	250,000		
		250,000	
２.受取寄附金	0		
３.受取助成金等	0		
４.事業収益	60,000,000		
		60,000,000	
５.その他収益	0		
経常収益計			60,250,000
Ⅱ 経常費用			
１.事業費			
（1） 人件費	20,000,000		
人件費計	20,000,000		
（2） その他経費	18,000,000		
その他経費計	18,000,000		
事業費計		38,000,000	
２.管理費			
（1） 人件費	7,900,000		
人件費計	7,900,000		
（2） その他経費	12,000,000		
その他経費計	12,000,000		
管理費計		19,900,000	
経常費用計			57,900,000
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			2,350,000
前期繰越正味財産額			12,773,615
次期繰越正味財産額			15,123,615

様式例・記載例（法第25条第4項「翌事業年度の活動予算書」）

令和９年度　活動予算書

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

特定非営利活動法人　未来・福祉会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
１.受取会費	250,000		
		250,000	
２.受取寄附金	0		
３.受取助成金等	0		
４.事業収益	60,100,000		
		60,100,000	
５.その他収益	0		
経常収益計			60,350,000
Ⅱ 経常費用			
１.事業費			
（1） 人件費	20,000,000		
人件費計	20,000,000		
（2） その他経費	18,500,000		
その他経費計	18,500,000		
事業費計		38,500,000	
２.管理費			
（1） 人件費	7,900,000		
人件費計	7,900,000		
（2） その他経費	12,000,000		
その他経費計	12,000,000		
管理費計		19,900,000	
経常費用計			58,400,000
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			1,950,000
前期繰越正味財産額			15,123,615
次期繰越正味財産額			17,073,615